

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：伊万里市水道事業特別会計

事業名	伊万里市水道事業		
事業開始年月日	T.4.1.1	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	伊万里市	職員数 (H19.4.1現在)	28
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	113.68 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	4,856
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	1,583
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.548
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	19.3 (H19)
		経常収支比率 (%)	100.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	伊万里市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	伊万里市水道事業管理者 職務代理者 尾形 洋一郎
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画
公表の方法等	HPによる公表 市議会産業建設委員会への説明予定
基本方針	○安全で安定した水道水の供給ができる経営基盤の強化を図る 重点事項 ・水道料金等の収入の安定確保 ・計画的な配水設備の改良・更新による有収率の向上

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0.0	192.7	184.9	377.6
	補償金免除額	0.0	43.0	34.7	77.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0.0	0.0	54.7	54.7

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	403,302	241,655	189,354	834,311
	簡易水道事業	20,561	96,555	98,754	215,870
					0
					0
合 計 (A)		423,863	338,210	288,108	1,050,181
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )	上水道事業	148,812	34,780	0	183,592
	簡易水道事業	10,280	48,277	49,377	107,934
					0
					0
合 計 (B)		159,092	83,057	49,377	291,526
公営企業で負担するもの (A)-(B)		264,771	255,153	238,731	758,655

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	該当なし				
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	0	0	55,571	55,571
					0
					0
					0
合 計 (A)		0	0	55,571	55,571
一 般 上 記 の う ち ( 再 掲 )	上水道事業	0	0	323	323
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	323	323
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	55,248	55,248

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>平成7年度は赤字決算であったが、平成8年4月に水道料金を改定し平成8年度が黒字決算となって以来、良好な経営状況が続いている。ここ数年の当年度利益は約2億円程度であり、大型事業の完成まではこの状態が続くであろうと予測している。</p> <p>現在の建設事業では、上水道で第9次の拡張事業、簡易水道で波多津地区の簡易水道統合整備事業を行っており、両事業の実施に伴い企業債の借入が増加していることから当健全化計画の期間中に起債残高がピークを迎える。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 627 730">課 題</td> <td data-bbox="627 674 1473 730"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1473 842"> <p>上水道の第9次拡張事業が平成23年度完了予定であり、平成24年度からは、経常費用の中で減価償却費及び新施設の維持費等が増加するため、経常費用の削減が課題である。このため、人件費の削減を実施しているところである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 627 898">課 題</td> <td data-bbox="627 842 1473 898"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1473 1010"> <p>上水道の浄水場が老朽化しており、第9次拡張事業の終了後には同施設を更新する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 627 1066">課 題</td> <td data-bbox="627 1010 1473 1066"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1066 1473 1178"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 627 1234">課 題</td> <td data-bbox="627 1178 1473 1234"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1234 1473 1346"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1346 627 1402">課 題</td> <td data-bbox="627 1346 1473 1402"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1402 1473 1520"></td> </tr> </table>	課 題		<p>上水道の第9次拡張事業が平成23年度完了予定であり、平成24年度からは、経常費用の中で減価償却費及び新施設の維持費等が増加するため、経常費用の削減が課題である。このため、人件費の削減を実施しているところである。</p>		課 題		<p>上水道の浄水場が老朽化しており、第9次拡張事業の終了後には同施設を更新する必要がある。</p>		課 題				課 題				課 題			
課 題																					
<p>上水道の第9次拡張事業が平成23年度完了予定であり、平成24年度からは、経常費用の中で減価償却費及び新施設の維持費等が増加するため、経常費用の削減が課題である。このため、人件費の削減を実施しているところである。</p>																					
課 題																					
<p>上水道の浄水場が老朽化しており、第9次拡張事業の終了後には同施設を更新する必要がある。</p>																					
課 題																					
課 題																					
課 題																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位 :%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	106.5	110.0	113.2	111.3	114.5	112.4	112.4	109.3	110.3	111.6	
総収支比率 (法適用)	(%)	106.1	110.0	113.2	111.1	114.3	118.5	120.7	117.3	116.9	118.3	
経常収支比率 (法適用)	(%)	106.1	110.0	113.2	111.1	114.3	118.5	120.7	117.3	116.9	118.3	
営業収支比率 (法適用)	(%)	136.4	141.5	142.4	137.4	140.8	143.3	141.8	133.9	133.3	133.6	
累積欠損金比率 (法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率 (法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率 (法適用) 又は 赤字比率 (法非適用)	(%) (再掲)	-113.4	-142.8	-167.4	-191.7	-211.1	-202.3	-208.4	-183.8	-138.1	-131.8	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	8.1	8.0	5.6	5.1	3.0	4.6	5.8	5.9	5.0	6.1
	うち基準内繰入金	(%)	4.0	3.4	3.4	2.8	3.0	3.0	3.5	3.7	4.1	3.6
	うち基準外繰入金	(%)	4.1	4.7	2.2	2.2	0.0	1.6	2.3	2.2	0.9	2.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのもの	(%)	4.1	4.7	2.2	2.2	0.0	1.6	2.3	2.2	0.9	2.5
	資本的収入分	(%)	5.9	5.8	4.4	4.4	6.2	7.4	7.8	13.4	15.4	7.8
	うち基準内繰入金	(%)	4.7	4.7	4.3	4.3	5.9	7.2	7.6	13.1	15.2	7.5
	うち基準外繰入金	(%)	1.2	1.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち赤字補てんのもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率 (又は赤字比率) (%) = 不良債務 (又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価 (円/? ) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円/? ) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

( 4 ) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成 8年 4月に水道料金を改定（24.12%増）し、平成 8年度が黒字決算となって以来、良好な経営状況が続いており、ここ数年で料金を改定しなければならないような状況でないと考えている。なお、料金収入の見込は、拡張事業による給水戸数の増加が見込めるものの、人口の自然減少等によりしばらくは横ばいの状態が続くものと考えている。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計の財政運営が厳しい中、繰出基準に満たない繰入が続いており、当分は現在の状況が続くものと思われる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在、上水道で第 9次の拡張事業（～ H23）簡易水道で波多津地区の簡易水道統合整備事業（～ H23）を行っており、上水の拡張事業が完了すれば、上水の浄水場の更新事業に着手する予定である。なお、資金については、留保資金と企業債を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="147 300 613 1091"> <tr> <td data-bbox="147 300 613 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="613 300 2141 427">(課題) 水道事業独自の集中改革プランはないが、市のプランに合わせ、職員数を、H17.4.1の30人からH18.4.1で29人と1名純減しており、計画期間中も29人を予定している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 427 613 533">給与のあり方</td> <td data-bbox="613 427 2141 533"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 533 613 676">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="613 533 2141 676"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 676 613 820">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="613 676 2141 820"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 820 613 948">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="613 820 2141 948">(課題) 退職時特昇は廃止している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 948 613 1091">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="613 948 2141 1091">該当なし</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	(課題) 水道事業独自の集中改革プランはないが、市のプランに合わせ、職員数を、H17.4.1の30人からH18.4.1で29人と1名純減しており、計画期間中も29人を予定している。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		退職時特昇等退職手当のあり方	(課題) 退職時特昇は廃止している。	福利厚生事業のあり方	該当なし	<p>(課題) 伊万里市では、集中改革プランの中で職員数の5%削減を目標としており、職員数は、H17.4.1で683人、H18.4.1で677人、H19.4.1で672人と職員数の純減を実施している。</p>
地方公務員の職員数の純減の状況	(課題) 水道事業独自の集中改革プランはないが、市のプランに合わせ、職員数を、H17.4.1の30人からH18.4.1で29人と1名純減しており、計画期間中も29人を予定している。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方													
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方													
退職時特昇等退職手当のあり方	(課題) 退職時特昇は廃止している。												
福利厚生事業のあり方	該当なし												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="147 1198 613 1476"> <tr> <td data-bbox="147 1198 613 1342">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="613 1198 2141 1342"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1342 613 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="613 1342 2141 1476"></td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>物件費等の経常経費については、浄水場ろ過砂のリサイクルや電力の契約見直しなど経費節減に努めており、今後も民間委託の拡大等を検討し、より経費節減に努めていく考えである。</p>								
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組													
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用													



経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>料金については、平成 8年度に改定（24%増）し、その後は安定した経営状況となっている。現在実施している拡張事業が完了すれば、原価償却費等が増加すると思われるが、現在の黒字幅で対応可能であると予測しており、当面は料金を改定しないと考えている。なお、将来の経営状況によっては、必要に応じ料金の改定を行うこととしている。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>HP等による公開、及び市議会産業建設常任委員会に説明を行う予定である。</p> <p>平成 17年度から本格的な施策評価、事業群評価及び事務事業評価に取り組み、評価結果については公表している。</p>
<p>5 その他</p>	

- 注 1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	簡易水道浄水場の管理運営を委託化し（H15～H17）、また、期末手当等の一部カット（H18.6～H20.12まで、1.5%）及び管理職手当のカット（H14.8月～H18.3、H18.7月～H19.3、H19.4月～H20.3）を実施している。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	当市の水道事業は、上水道と簡易水道を合わせ法適の公営企業会計で行っているが、簡易水道を特別会計から水道事業会計（公営企業会計）へ移行する（H6）条件として「簡易水道分の赤字については一般会計で補てんする」（市議会にも説明を行っている）こととなっていた。しかし、漫然とした赤字補てんではなく、企業会計としての経営努力も必要であることから、H7～8は赤字額の90%、H9～17は赤字額の約40%と減少している状況であるが、高料金対策の繰出し基準と比較すると、まだ基準外が残っている状況である。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画合計	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
<b>【収入の確保】</b>														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化) 1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他( )													
	改善額													
<b>【経費の削減】</b>														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	208.0	186.0	195.0	210.0	205.0		197.0	209.0	216.0	216.0	216.0		
	改善額		3.8	9	15.5	15.5	43.8	15.5	15.5	15.5	15.5	15.5	77.5	
	給与水準													
	改善額													
	その他(期末手当)													
	改善額					0.7	0.7	0.7	0.7					1.4
	職員給与費(退職手当)													
	職員数(人)	29	27	28	30	29		29	29	29	29	29	29	
	増減数(人)	-1	-2	1	2	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0
維持管理費等	283.0	258.0	259.0	281.0	291.0		274.0	276.0	286.0	290.0	292.0			
改善額(適正化)														
工事コスト 2														
改善額(縮減額)														
その他( )														
改善額														
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	5,039.4	4,767.7	4,568.0	4,650.0	4,856.1		4,777.0	4,785.0	4,655.0	4,679.0	4,666.0		
	増減	-116.4	-271.7	-199.7	82.0	206.1		-79.1	8.0	-130.0	24.0	-13.0		
							計画前5年間改善額 合計						改善額 合計	78.9
													(参考) 補償金免除額	77.7

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注2 2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
給水人口 (千人)	52,395	52,379	52,116	52,122	51,634	51,770	51,731	52,449	52,408	52,366
年間総有収水量 (千?)	5,258	5,220	5,285	5,175	5,199	5,276	5,274	5,362	5,374	5,402
公称施設能力 (? /日)	25,411	25,411	25,411	25,411	25,344	25,344	25,344	25,624	25,624	25,624
1日最大配水量 (? /日)	22,473	20,684	21,049	19,918	20,547	20,547	20,547	20,547	20,547	20,547
最大稼働率 (%)	88.44	81.40	82.83	78.38	81.07	81.07	81.07	80.19	80.19	80.19
供給単価 (円/?)	229.22	228.83	229.38	228.96	229.90	225.18	224.54	222.83	221.58	219.73
給水原価 (円/?)	215.26	208.06	202.62	205.82	200.86	200.31	199.81	203.96	200.96	196.85

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

市営の簡易水道の10箇所のうち3箇所については、上水道に統合する(第9次拡張事業、H23年度完了予定)予定であるものの、残りの簡易水道は、広範囲に点在しており、また、上水道との間に民営の簡易水道や飲料水供給組合等があることから、民営簡易水道等の統合も視野に入れ検討を行う必要があると考えている。なお、統合計画については平成21年度までに策定する予定である。